

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に雇用され、作業療法士として就労していた。
- 2 請求人によると、被災者は、事業場における陰湿ないじめに悩んでおり、相談できる上司・同僚が退職していく中、平成〇年〇月〇日、最も信頼していた上司が退職する旨の報告を聞いた直後、精神的負担が生じ、うつ病等の気分障害を発病していたという。被災者は、同月〇日、Cクリニックに受診し、「不安神経症」と診断され、同月〇日、Dクリニックに受診し、「抑うつ状態」と診断された。その後、被災者は、同年〇月〇日付けで事業場を退職したが、同年〇月〇日、自宅の自室でビニール袋を被った状態で死亡しているところを発見された。死体検案書には、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日」、直接死因：「窒息死」、死因の種類：「自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月初旬頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 3 2 . 1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと述べている。当審査会としても、被災者の症状経過、医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による具体的出来事として、①理解してくれていた人の異動があったこと、②同僚から嫌がらせ、いじめを受けていたこと、③Eとの間に物品の購入をめぐるトラブルがあったこと、④グループリハをめぐるEと揉めたこと等を主張していることから、以下検討する。

ア 理解してくれていた人の異動があったとの主張について

一件記録を精査すると、平成〇年〇月、被災者との間柄が良好であったとされるFが退職し、平成〇年〇月、Gが退職し、そして、同年〇月、Hに対

して異動が発令された（実際は〇月〇日付けとなり、同年〇月〇日に退職）ことが認められ、これらのことは、認定基準別表1の具体的出来事「理解してくれていた人の異動があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当する。

この点、とりわけHに対する異動が発令が、被災者に一定の心理的負荷を与えたと推認されるが、Hの異動が発令によって被災者の業務に特段の影響があったとの事情も認められず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 同僚から嫌がらせ、いじめを受けていたとの主張について

被災者の遺書には、「事業場スタッフのEらと縁を切るために、私がこの世から去るという選択肢しか考えられませんでした。」との記載が認められる。

また、事業場が提出したアンケート（I及びJ作成）には、E主催の懇親会に被災者が呼ばれなかったこと、昼食時には、同僚による被災者の悪口が常習的になされていたこと、Eが被災者に対して敵意を向けていたこと等の記載が認められ、さらに、Iは、要旨、K、E及びLが、被災者のいない所で、被災者の勤務態度を非難したり、容姿を侮辱していたと述べていることからすると、被災者とEの関係は陰険なものであり、他の複数の同僚も陰口をたたくなど、被災者に疎外感を与える状況にあったものと推認される。

しかしながら、一件記録を精査するも、E及びその他の同僚が、被災者に対し、直接的に人格や人間性を否定する言動を行っていた事実までは確認できず、当審査会としては、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた。」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討するも、その心理的負荷の総合評価は、「中」にとどまるものと判断する。

ウ Eとの間に物品の購入をめぐるトラブルがあったとの主張について

請求人によれば、本来、消耗品は事業場で購入すべきところ、Eが自ら消耗品を購入するようになったことから、被災者も自身で消耗品を購入しなければならないようになり、このことを上司や同僚に相談していたという。

この点、Jが、要旨、Eが被災者に対し、「患者に使って効果があるかわからないものを何でも物品購入するのはどうかと思う。」と発言し、被災者に自らの考え方を押し付けていたと述べていることに鑑みると、この出来事は認

定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることができるものの、客観的に侮辱されるような対立が生じたものとはとはいえず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ グループリハをめぐるトラブルがあったとの主張について

アンケートには、要旨、Eがグループリハを管理職の許可を得ることなく勝手にやり始めたことに対し、被災者が注意をしたところ、MはEを擁護したとの記載が認められる。そして、Mは、被災者に対し、「グループリハは医師の方針である。」と伝えた旨述べていることから、被災者とMの間にはグループリハをめぐる考え方の相違があったといえる。

よって、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることができるが、一件記録を精査するも、Mと被災者との間のグループリハをめぐる考え方の相違が、その後、トラブルに発展したとは認め難いことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

オ 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が3つ、「中」の出来事が1つであり、全体評価は「中」であって、「強」に至らないものと判断する。

なお、請求人は、事業場における平成〇年〇月〇日のミーティングにおいて、被災者が翌〇日から休職をすることを伝えたところ、Eが引継ぎはできないと反抗したという出来事を本件疾病の発病原因として挙げているが、同出来事は、被災者の本件疾病発病後の出来事であるから、評価することができない。

したがって、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。